

平成 27 年 5 月 25 日

総合教育会議について

1 会議の位置付け

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正施行により、全ての地方公共団体において設置されるものである。
- 首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場である。
- 教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層教育行政の推進を図るものである。

2 会議の運営等

○会議の招集

原則として首長が招集する。必要に応じて教育委員会が総合教育会議の開催を求めることが出来る。

○協議すべき事項

- (1)教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2)教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき措置
- (3)児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- (4)その他構成員が協議又は調整が必要と認める事項

○会議の公開

市民への説明責任を果たすとともに、その理解のもとで教育行政を行う趣旨から、原則として公開することとされている。

○議事録

会議の議事録を作成し、その公表について、努めなければならない。

○会議の結果

首長と教育委員会は、共にその結果を尊重しなければならない。

○会議の庶務

首長が総合教育会議を招集することに鑑み、首長部局で行うことが原則とされており、那珂市では、総務部総務課が庶務を行う。

○その他

会議運営等に関し必要な事項は、総合教育会議が定めることとされている。

3 会議運営等に関する考え方（文部科学省説明会等からの抜粋）

Q1：教育委員の間で意見が分かれた場合はどうしたら良いか。首長も含め過半数で決めるのか。また、教育委員に欠席者がいた場合はどう決めると良いか。

A1：総合教育会議は、首長と教育委員会の意見をすり合わせるための会議で、その場で意見をまとめなければならないというものではない。

教育委員の間で意見が分かれた場合は、一度持ち帰り、意見を調整してから改めて総合教育会議を開催すると良い。

首長と協議するのは、個々の教育委員ではなく、「教育委員会」であり、教育委員の意見がバラバラというのにはあり得ないと考える。

Q2：総合教育会議の構成員に、首長の意向で学識経験者を常時含めることで、構成員に加えることはできるのか。

A2：同じ意見聴取者を毎回呼ぶことは可能である。しかし、構成員として加えることはできない。あくまで意見を聴くもので、決定権限があるのは、法律上、首長と教育委員会のみである。

Q3：総合教育会議に、首長の代わりに副市長の代理出席は可能か。

A3：代理出席は想定していない。病気入院等で長期療養中といった場合などでは考えられるが、基本的には首長本人が運営するべきものである。

Q4：総合教育会議の原則公開について、予算は議会前に詳細な部分まで公開することはできない。いじめなど緊急事態の案件は、個人情報扱うことが多く公開しづらい。公開、非公開の判断を誰がどのタイミングでするのか教えてほしい。市長がここから先は非公開とする旨、会議の中で発言し、教育委員側もそれに同意すれば非公開になるという流れで良いか。

A4：そのとおり。会議開催前に会議の議長である首長と公開できる事項と非公開とすべき事項を事前に話をして、仕分けをしておくが良い。例えば、予算で言えば大枠の議論のところで総合会議を開催すれば公開できる。

しかし、この事業は何箇所といった個別の具体的な中身などであれば公開できないと考える。なるべく公開できる部分が増えるように仕分けをして、会議の場で首長に仕切ってもらおうといった形で進行するのが望ましい。

Q5：総合教育会議では、教育委員会の所掌する事務のうち、予算や条例提案など首長の権限に関わる事項についてのみ協議するのですか。

A5：総合教育会議では、予算や条例提案等に加え、保育や福祉等の首長の権限に関わる事項等について、協議し調整を行うほか、教育委員会のみ権限に属する事項についても協議（自由な意見交換）を行うことが想定されています。

なお、教科書の採択や個別の教職員の人事については、特に政治的中立性の要請が高い事項であり、総合教育会議の協議題として取り上げるべきではありません。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）】

平成 27 年 4 月 1 日施行

（総合教育会議）

- 第 1 条 4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものである。
- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るための重点的に講ずべき施策
 - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。
- 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して、協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第 1 項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験者を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了が、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議において、その構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各号に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。